

第二百一回国会 法務委員会 議 録 第 五 号

令和二年三月十八日(水曜日)

午後二時二十分開議

出席委員

委員長 松島みどり君

理事 伊藤 忠彦君

理事 鬼木 誠君

理事 葉梨 康弘君

理事 山尾志桜里君

理事 井出 庸生君

理事 今枝宗一郎君

理事 奥野 信亮君

理事 神田 裕君

理事 国光あやの君

理事 出畑 実君

理事 藤井比早之君

理事 宮路 拓馬君

理事 吉川 越君

理事 落合 貴之君

理事 日吉 雄太君

理事 松平 浩一君

理事 竹内 讓君

理事 串田 誠一君

越智 隆雄君

田所 嘉徳君

稲富 修二君

濱地 雅一君

井野 俊郎君

大西 宏幸君

門山 宏哲君

黄川田仁志君

小林 茂樹君

中首根康隆君

宮崎 政久君

山下 貴司君

和田 義明君

高木錬太郎君

松田 功君

山川百合子君

藤野 保史君

法務大臣 森 まさこ君

内閣府副大臣 宮下 一郎君

法務副大臣 義家 弘介君

法務大臣政務官 宮崎 政久君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 山口 英樹君

政府参考人 (内閣法制局第四部長) 平川 薫君

法務委員会専門員 藤井 宏治君

委員の異動 三月十八日

辞任

古川 康君

山下 貴司君

補欠選任

宮路 拓馬君

今枝宗一郎君

第一類第三号

法務委員会議録第五号

令和二年三月十八日

同日

辞任 今枝宗一郎君

宮路 拓馬君

同日

辞任 大西 宏幸君

補欠選任 古川 康君

三月十六日

外国資本による土地の取得に関する陳情書(宇都宮市川田町一〇八四の一〇 及川裕之)(第八二号)

個人通報制度の早期導入と国内人権機関の早期設置を求めることに関する陳情書(仙台市青葉区一番町二の九の一八 鎌田健司)(第八三三号)

「差別禁止法」の早期制定とインターネット上における差別・人権侵害の防止策を求めることに関する陳情書(鳥取県八頭郡智頭町大字智頭二〇七二の一 寺谷誠一郎外一名)(第八四号)

〇七二の一 寺谷誠一郎外一名(第八四号)

司法制度の抜本的見直し等を求めることに関する陳情書(青森県三沢市東岡三沢三の七八の三〇 浦田一二三)(第八五号)

少年法適用年齢引下げに対し改めて反対することに関する陳情書(鹿児島市易居町二の三 笹川理子)(第八六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政、国内治安、人権擁護に関する件(前回の政府答弁に係る追加質疑)

〇松島委員長 これより会議を開きます。裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

本日は、特に前回の政府答弁に係る追加質疑を行います。

この際、宮下一郎内閣府副大臣から発言を求められておりますので、これを許します。宮下内閣府副大臣。

〇宮下副大臣 このたびの私の答弁撤回につきま

す。松島委員長を始め理事並びに委員の皆様にご心よりおわびを申し上げます。

ここに、三月十三日の法務委員会理事会での私の説明を改めて申し述べさせていただきます。

令和二年三月十一日の衆議院法務委員会における私の発言の意図は、仮に民間放送機関が指定公共機関となった場合、他の機関と同様に、新型インフルエンザ等が発生したときには、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する、新型インフルエンザ等特別措置法第三條、という認識に基づくものであります。

現在、指定公共機関に民間放送機関は指定しておりませんし、指定することは想定しておりません。

また、答弁の中でも、報道内容についてまで制限を加えるとか、そういったことは想定しておりませんので、報道の自由が阻害されることはないと思っております。

改めて放送法との関係を整理したところ、放送法第三條の「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」という規定により、民間テレビ局等が指定公共機関になったとしても、その報道内容に関しては、政府対策本部長等の総合調整あるいは指示の対象にはならないことを確認いたしました。

しかしながら、山尾委員からの、民間テレビ局等が指定公共機関になった場合、必要があればその報道内容に対する指示も法的には可能である、そういう余地はあるということですかという御質問に対して、私の、やはり、想定される事態というのを思い浮かべれば、今、既存の民間のテレビ局で、ちゃんと番組表が組まれていて、放送予定もあって、ですけれども、ここでもし指定された場合には、今回民放は指定しませんが、法

の枠組みとしては、民放を指定して、そうしたことであれば、今この情報を流してもらわれないと困るといふことで指示を出す、そして放送内容について変更、差しかえをしてもらうということ、本来の趣旨に合う、そういったことはあり得るものだと思いますという答弁は、誤解を招くものであります。

ここに、この答弁を撤回し、心からおわびを申し上げます。

〇松島委員長 この際、お諮りいたします。各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官山口英樹さん及び内閣法制局第四部長平川薫さんの出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

〇松島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〇松島委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。山尾志桜里さん。

〇山尾委員 立国社の山尾志桜里です。

今、宮下副大臣のお話を改めてこの委員会で行いました。

宮下副大臣にまずお伺いをいたします。

ちよっと素朴な疑問なんですけれども、三月十一日のこの法務委員会、私と宮下副大臣の質疑

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

定が必要になるといった場合には、やはり法律改正をすることがもちろん筋だ、望ましいというふうに思っています。

○山尾委員 ちよつと、この場合で副大臣の周りにいろいろな関係者が集まって、この場でこそ、何とか議論をされて、この解釈、変えるのには解釈でできるのか、それとも法律改正が必要なのか、法律改正が望ましいのかということと今この場で協議されても、そういう類いのものではないと思うんですね。

そうすると、宮下副大臣、結論を変える場合には法律改正が望ましいとおっしゃいましたけれども、法律改正が必要だということではないんですね。

○松島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○松島委員長 速記を起してください。

○宮下副大臣 放送法との関係で規律とか、調整とか指示はないというのが解釈でありますけれども、それが必要であるという、状況が変わった場合にはやはり法改正が望ましい、法改正で対応すべきことだというふうに思いますが、現状、状況は変わっておりませんので、そもそも、平成二十四年と同じ状態にあり、その解釈を我々は踏襲をして、これからもそういった対応をしていくということでありまして、基本的には、仮定のお話にはお答えしにくいんですけども、今の、対応が必要な場合には法改正をする、それが原則だと思えます。

○山尾委員 その原則が全く破られているから、私もしつこくこれを聞いていますね。

もう一回聞きます。

法改正が望ましいのはわかりました。その後、法改正で対応すべきだという言葉がありました。改めて確認します。望ましいのはわかりました。もし結論を変えるんだとしたら、法改正は必要不可欠なんでしょうか、それとも、必ずしも必要とは限らないんですか、どちらですか。

○松島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○松島委員長 速記を起してください。

○宮下副大臣 先ほども申し上げましたように、対応を変える必要がある場合には法改正が望ましいということでありまして、それ以上のことは、仮定の話でありまして、一般的な法の効力の話でありますので、その点につきましては、私は答える立場にないということをお申し上げしたいと思います。

○山尾委員 今までのところでわかったのは、結論を変えるなら法改正が望ましいという立場に今の政府見解が立っているが、しかし、将来、法改正が必要かどうかということについては答える立場にない、今、政府見解としては確たるものがないということでありました。

質疑時間がこういうふうには終了していったんですけども、私が問うているのは、国家公務員法の定年延長に検察官の適用があるか否かということについては、適用しないという過去の明確な政府答弁があるのに、解釈で適用できるというふうに変えた。そうすると、今回のことも、この放送法との関係では指示はできないという政府見解があり、今回もあるけれども、それが解釈で変わり得る状況が起きているから何度も何度も繰り返してこのことを聞かせていただいた。

○松島委員長 質問時間が終了しておりますから、短く。

○山尾委員 きょうの答弁ですので、私自身は、今後のことは解釈で変わる余地があり得るというふうには理解せざるを得ませんし、私自身、そういう前提に立ってこの質疑には臨みましたので、ますます、やはりこの特措法の問題というのはこれから先もちよつとしっかりと議論を続けていく必要があると思えます。

きょうはこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○松島委員長 次に、藤野保史さん。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

今の質疑を聞いておりました、我が党は二〇一二年のこの特措法そのものに反対をしたわけですが、この法律が内包する危険性というのが浮き彫りになったというふうな感じしております。ましてや、今の政権で、定年延長の問題でも、その社会情勢の変化という言葉がまきに出されているわけで、本当にいろいろな意味でちよつと考えさせられる質疑だったと思っております。

私も放送法三条のことをお伺いしようと思っております。副大臣にお聞きしたいんですが、三条に、「法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることのない」とあるんですが、ここで言う「法律に定める権限に基づく場合」に当たるものとして、どういふものがあるんでしょうか。

○宮下副大臣 本来、放送法は総務省所管の法律でございますので、私が解釈を申し上げる立場にはございませんけれども、その上で申し上げれば、昨日の衆議院総務委員会でも高市総務大臣が答弁されております。放送法第三条に規定する「法律に定める権限に基づく場合」とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五十条に定める警報の放送のように、個別の条文において放送事業者に関する特別の措置が明文上規定されている場合を指すと認識しているということでありまして。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法は、「法律に定める権限に基づく場合」に該当する規定はないと認識しております。

○藤野委員 今御答弁があった、例えば武力攻撃事態法の場合などは、より強い制限がかかるわけですね。NHKだけじゃなく民放にも及んでいくということになっております。

そもそもこのインフル等特措法がどのような発想というか考え方に基いて制定されたのかということについて、宮下副大臣が私どもに十六日に配付していただいた資料があります。これは、委員長、理事、オブザーバー各位というふうになっ

ていまして、私のところにもお届けいただいたんですが、この中に二〇一二年の国会審議が紹介されておりました、その中で我が党の塩川議員の質疑も紹介していただいているんですね。二〇一二年三月二十八日であります。

この中で、当時の政府委員がこう答弁しております。「指定公共機関に関するお尋ねでございますが、この法案、」当時のインフル特措法ですが、「この法案、災害対策基本法と国民保護法、その両方のよいところをなるべく取り入れるような形でつくったつもりでございます。」こう答弁されております。副大臣、間違いありませんか。

○宮下副大臣 該当の議論は確認をさせていただきます。

○藤野委員 これは、要するに、地方との関係では災害対策基本法、そして国との関係では国民保護法を参考に、ベースにしている、そういうやりとりがずっとあるんですね。よいところを取り入れてつくったのが特措法だ、こういうことではありません。時間の関係でこちらで言いますが、国民保護法では、指定公共機関にNHKだけでなく民放も入っているんですね、入っております。国民保護法の場合は、それこそ可能性の話ではなくて、もう指定されていますから、いろいろなことをやらなきゃいけないんですね。

私がお聞きしたいのは、特措法というのは、今のコロナも入っているやつは、地方との関係では災害対策基本法、国との関係では国民保護法の両方のよいところをなるべく取り入れてつくったんだという解釈という立法説明なんですか、提案理由説明。となると、今後、時の政権が、国民保護法のよいところはほかにもあるね、例えばNHK以外にもやらないといけないねとか、そういう、国民保護法のよいところを基礎にしている、この法律に、その解釈によって、国民保護法のよいところ、つまり指定公共機関に民放を含めていくということも、これは可能になるんじゃないですか。

○松島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○松島委員長 速記を起してください。

宮下副大臣

○宮下副大臣 国民保護法は所管の法律ではないため、私が解釈を申し上げる立場にはございませんけれども、同法五十条におきまして、放送事業者である指定公共機関等は、警報の通知を受けた場合、速やかにその放送を行うこととなっており、と承知しております。

新型インフルエンザ等特別措置法におきましては、緊急を要する警報の放送の措置等はないため、この観点からは、放送事業者を指定公共機関として指定する必要はないというふうに考えております。

○藤野委員 それではお答えになっていないんですね。そもそもこの法律自体が、国との関係では国民保護法がベースなんです。国民保護法にはもう既に民放が入っている。

今後、国民保護法の良いところをベースにくつつたんだから、今の情勢のもとで、国民保護法の良いところを今の法案にもやるべきじゃないか、こういう解釈が行われて、民放も含めていく可能性が当然あるんじゃないですか、こういう質問なんです。

○宮下副大臣 今回は、平成二十四年の国会での議論を踏まえて答弁を申し上げております。そうした意味では、民放に関して、平成二十四年の立法時に、衆議院内閣委員会におきまして、当時の中川国務大臣が、民放各社においては災害対策基本法では指定されておりませんので、本法案についても現段階においては政令で指定することとは想定をいたしませんというような答弁をされております。

基本的に、国民保護法とか災害対策基本法のような緊急の放送というのはそもそも想定をされておられませんので、そうした指定をすることはないというのが解釈でございます。

○藤野委員 今、中川当時の大臣のお引きになりましたけれども、それは災害対策基本法なんです。

すね。確かに、災害対策基本法では指定されておられません、民放は。当然だと思えます。

私が聞いたのは、国との関係では国民保護法なんです、国との関係では。そちらでも指定されているわけですね。ですから、そういう可能性があるではないかという質問なんです。だから、中川当時の大臣の答弁を引かれても、それはお答えにならないわけです。

もう何度聞いても同じなので、ちょっとあれですけれども、要するに、副大臣が撤回された部分、本当にそれだけでいいのかというのを私はちょっと率直に思っています。

というのは、撤回されたのは、後半の部分、後半といいますが、山尾さんに対する答弁でいいですと、今この情報を流してもらわないと困るといことで指示を出す、そして放送内容について変更、差しかえをしてもらおうというところは、本来の趣旨に合うという、この部分を撤回されているんですが、その前の答弁も、私は同じ趣旨じゃないかと。

といたしますのは、ちょっと読み上げますけれども、一方で、なぜ指定公共機関を指定するかといえば、その正確な情報、やはり、緊急事態宣言が出される前後のような状態はいろんな情報が飛び交いますので、正しい情報をきちんと適時適切に伝えていただく、それは、本来、指定をして、計画を立てていただく、本来の目的だと思います、こうあるんですね。

計画をつくる本来の目的は、適時適切に正しい情報を伝えていただくことだということでありまして、私はこれを読んで、同じ趣旨じゃないのかなと思うんですが、こっちは撤回されなくていい、そういう御判断になった理由をちょっと教えていただけますか。

○宮下副大臣 先ほどの冒頭の発言でも申し上げましたように、放送の自由は確保されるという発言もしておりますし、現状、NHK並びに民間放送機関において適時適切に情報を放送していただいているという認識でございますので、その点は

修正の必要がないと思っております。

○藤野委員 いや、撤回された方では、今この情報を流してもらわないと困るから指示をするんだと言っていますね。その前に言ったのは、いろんな情報が飛び交いますので正しい情報を適時適切に伝えていただく、それが本来のあれだと。本来といのは実は前の方は二回も出てくるんです、本来、本来と。後ろの方は一回しか出てきませんけれども、ですから、なぜこちらを撤回されないままにしているのか。趣旨が残っちゃう。

私も何もともと反対してはおりません、ある意味こういうものが正直にというか、語弊があるかもしれませんが、そういう趣旨だということがわかるのであれなんですけれども、これは残される、そういう判断をされたということはちょっと確認しておきたいと思えます。

この問題は、私も引き続きしっかりと追及していきたいと思っております。その上で、きょうはちょっと別の問題もお聞きしたいと思っております。

今の国公法等改正案とともに検察庁法の改正案が国会に提出されております。その中に検察庁法があるわけですね。もともと法務省が用意されていた二十二条、二十二条に飛びますけれども、二十二条は二項を追加するというシンプルな法案だったんですが、提出されたものを見ますと、その後、三、四、五、六、七、八と膨大な条文が二十二条につけ加えられております。何でふえたかという、検察官の勤務延長に関する規定がふえただけであります。

内閣法制局は、三月十六日の参院予算委員会でも二十二条がこういうふうな多い条文になったのは一月の解釈変更後ということでございますと答弁しているんですね。他方、森大臣は、十三日の当委員会でも川内委員の質問に対して、本年一月二十三日以内閣人事局と協議をしたというふうな答弁をされております。

大臣にお答えいただきたいんですが、時期だけで結構ですけれども、一月二十三日以内閣人事局

と協議した後に、この検察庁法二十二条二項以下の条文案が追加された、こういうことよろしいですか。

○森国務大臣 法務省においては、検察官の定年引上げに関する法律案の策定の過程で、昨年十二月ごろから現行の国家公務員法と検察庁法との関係について必要な検討を行っていたところ、その結果、本年一月十七日までには法務省内において検察官の勤務延長については一般法である国家公務員法の規定が適用されることの解釈に至ったため、直ちに関係省庁と協議を行い、一月二十四日までには各省庁から異論はない旨の回答を得て、最終的に結論を得たものであります。

そして、検察庁法の改正案についてその解釈を前提として必要な見直しを行い、条文を追加したものでございます。

○藤野委員 二十四日以降ということだということにお聞きをしました。まさに、極めて急ごしらえにこれが行われたということでありまして。

この資料をきょうちょっとお聞きしたいんですけども、これは三月十六日の参議院の予算委員会の理事会に法務省が提出した文書、お持ちのようですけれども、これにはさまざまな興味深い、今おっしゃられた一月後半の前の解釈と、そしてその後半の後の解釈、それぞれ載っているというふうにお聞きしたいんですが、それもちょっと今からお聞きしたいんですが、その後半の部分、その一月後半に検察庁法二十二条についてつけ加えたその理由がある書かれております。

例えば、きょうは時間の関係で三つだけお聞きしたいんですが、今回、いわゆる役職をおこななければならないという国家公務員法全般の議論とあわせて、検察官にも役職をおこなう規定をつくりたいということのようですが、それに伴って読みかえ規定をたくさんつけられたわけですよね、今回、そのふえただけ。

大臣、三つお聞きします。この読みかえ規定を、読みかえるのは改正国家公務員法八十一条の七ですけれども、八十一条の

七の読みかえ規定を置く必要性についてどのよう
に説明されているのか。そして二つ目に、人事院
の承認等を読みかえる理由について。そして三つ
目に、その人事院の承認等の読みかえで内閣が定
めるとしている理由。それぞれ教えてください。

○森国務大臣 まず一つ目の御質問が読みかえ規
定についてでございますけれども、現行の国家公
務員法は、検察官への勤務延長の規定の適用に
当たり、読みかえ規定は必要ではございませんで
した。しかし、今般の改正により、国家公務員法
の勤務延長の規定が、検察官に観念できない管理
監督職などを含むものに改められました。それが
新設をされました。そのため、検察官について
は、読みかえ規定がなければ国家公務員法上の勤
務延長の規定を適用することが困難になったこと
から、所要の規定の整備が必要となったものでご
ざいます。

そして、後段の御質問でございますけれども、
現行の勤務延長制度は、検察官への適用に当たっ
て、あくまで国家公務員法上の制度として、退職
により公務の運営に著しい支障が生ずると認めら
れる十分な理由が引き続き認められるかどうかと
いう再延長の要件の該当性の判断等について、人
事院による判断にもなじむものでございます。

しかし、このたびの改正により、国家公務員法上
の勤務延長制度は、検察官には適用がない役職定
年制を前提とした規定が加えられることになりま
した。他方で、検察官については、他の一般職の
国家公務員とは異なり、役職定年制の趣旨を踏ま
えた独自の制度を検察官法に設けました。そのた
め、改正後の国家公務員法の勤務延長の規定を検
察官に適用するに当たっては、検察官法で読みか
え規定を設けた上、検察官法独自の制度を前提と
して適用することになったものでございます。

いてより慎重に実施するものとするために、その
判断による手続等について準則等で事前に明らか
にすることで濫用を防止でき、適切に再延長がな
されるものと考えております。

○藤野委員 準則じゃないと思うんです。
内閣が定める理由について、ちよつ
とお答えください。

○森国務大臣 失礼いたしました。
内閣が定めることとなった理由としては、国家
公務員法上の制度と異なる検察官独自の制度をつ
くつたため、それについては内閣が判断すること
としたものでございます。

○藤野委員 今、検察官独自という言葉は何度も
おっしゃいましたけれども、要するに、今回いか
に無理筋の解釈を、直前になって、一月末になっ
て行つたがゆえに、法文上もむちゃくちゃなこと
になつていくということが、この法務省の資料で
非常によくわかるんです。

きょうはちよつと時間の関係で紹介できないん
ですが、この前の方は、その前なんですね、一月
に、まだ二十二条について二項しかないところで
は、要するに今おっしゃつたややこしい説明は全
くないんですね。非常にシンプルに、むしろ逆
に、検察官というのは一般公務員と違って職制上
の段階がなく降任等が観念し得ない、だから同
時期に一齐に退官することもないし、同時期に一
斉に異動することもないんだ、ですから、今回考
えられているようなややこしい問題がないから、
公務の運営に著しい支障が生じることが考えがた
いと書いてあるんですね。しかし、それがこの後
半の資料では全く違つて、今おっしゃつたような
何かよくわからない議論になつていくということ
で、やはり私は、今回のこの資料自体が、いかに
無理筋かということを示しているし、出せば出す
ほど、資料を積み重ねれば積み重ねるほど、今回
のいわゆる定年延長がいかにおかしいかというこ
とがわかると思います。

ではないにしても、この委員会も極めて密接にか
かわる問題でありますので、ぜひ当委員会にも提
出をお願いしたい。既に参議院には提出されてお
りますので、お願いします。

○松島委員長 後ほど理事会で議論いたします。
○藤野委員 終わりますけれども、要するに、今
回の黒川氏の定年延長を認める閣議決定が、まさ
に法文上も非常に大きな矛盾を生んでいる。です
から、これはもう、この法案そのものの撤回、閣
議決定も撤回、これしかないということを強く主
張して、質問を終わります。

○松島委員長 次に、串田誠一さん。
○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。
きょうは委員会でも山尾委員が、将来変わるん
でかと何度も質問がございましたが、かつて、これ
までは、この法務委員会でもこういう質問という
のはしなくて済んだんですね。やはり、この国
会の法案質疑の答弁、これを聞いて、議事録に残
して、そしてそれを信頼するから、これは解釈変
更されないんですね。聞かなくてもよかつた
んです。これをぶち壊したのは森法務大臣です
よ。

放送法三条をお聞きしますが、ここには「法律
に定める権限に基づく」と書いてあるんですけ
れども、特措法には、二条は指定、三条は責務、そ
して三十三条では、二十条の条件を加えながら
も、「必要な指示をすることができる。」という規
定になつております。指定されると必要な指示を
することができる、これと放送法三条を合体する
と、「法律に定める権限に基づく場合」というふう
に、日本語的には適用することができるといふこ
とはお認めになるんですか。宮下副大臣にお聞き
したいと思ひます。

当てはまるものが可能かどうかということ、日
本語で当てはめたらば、放送法三条に、放送法三
条を指定した、「法律に定める権限に基づく」と書
いてあったら、まさにそのとおりだと思ひます
よ。だけれども、「法律に定める権限の中に、特
措法三十三条の「必要な指示をすることができ
ない」というのをここに当てはめることが全くだ
けですか。

○宮下副大臣 平成二十四年の議論の中で、国民
保護法における規定、災害対策基本法における規
定のようなものはない以上、放送法との関係でい
えば指示等を受けることはない、これは明確に議
事の中に残されておりますので、それを我々は踏
襲をしておりますことでございます。

○串田委員 我々はと言わないでくださいよ。今
回、国会の国家公務員法の改正のときにはそん
う解釈で答弁しているわけでしょう、明確に。
そして、この二〇二二年は別の政権のときの答
弁を尊重していると言っているのに、昭和五十六
年は自民党の政権のときの答弁を、これは勝手に
社会的情勢の変化ということで変えているから、
こんな質疑をずっと続けなきゃいけないわけじゃ
ないですか。

先ほど、政権交代をしたら変わるというふうな
話なんですけれども、大変国民を侮辱している
と思うんですが、政権交代すると解釈変更という
のは構わないんですか。宮下副大臣。

○宮下副大臣 先ほどの質疑の中でも申し上げた
次第ですが、その観点について私は答弁する立場
にないと思ひます。

○串田委員 先ほど、解釈変更と法律改正で、法
律改正が望ましいという話なんです、この区
別、これはどこを基準にして我々は考えたいの
のかというの、この国会審議でも非常に重要に
なつてくるんですけれども、何を基準にしてこれ
は判断すればいいんでしょうか、宮下副大臣。
○宮下副大臣 重ねて申し上げますけれども、そ

もつとも、勤務延長の再延長の要件の判断につ

資料は、検察官法案を審議する上で、この委員会

○串田委員 質問したのは、日本語としてこれが

○宮下副大臣 重ねて申し上げますけれども、そ